

日本国は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の規定に従つて、朝鮮の独立を承認し、て、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したので、日本国及び大韓民国は、相互に他方の当事国の政治的独立及び領土保全を尊重し、並びに、両国間に恒久の平和と堅固な且つ永続的な友好及び経済關係を維持することを決意するので、また、両国は、両国間の新關係發生に由来する各種の懸案を和協の精神により且つ正義と衡平の原則に従つて迅速に解決することが前記の目的に資するゆえんであることを認めるので、

次よつて、両国は、この条約を締結することに決定し、そのために次のとおり自国の全権委員を任命した。

日本国政府

大韓民国政府

これら全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一条  
日本国及び大韓民国は、国際連合憲章の目的及び原則に従ひ、且つ、両国間の善隣關係に即応する方法によつて、共通の福祉を増進するために協力する。

日本国及び大韓民國はこの条約の効力發生の後なるべくすみやかに両国間て外交及び領事關係を設定するものとする。

(a) 日本国及び大韓民国は、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上に置くために、最惠国待遇及び内国民待遇の原則に一般的に基いて、通商航海条約を締結する。該当する条約が締結されるまで、千九百五十一年九月八日迄サ

(b) 交渉をなすべくすみやかに開始するものとす。

(1) 該當する条約が締結されるまで、千九百五十一年九月八日にサ  
ンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効  
力發生の後四年間、いづれの一方の当事国並びにその国民、産品  
及び船舶も、他方の当事国において、次の待遇を與えられる。(一)  
(四) 国民と語は、この条約で用いるときは、いつでも、法人を含む  
(三) 貨物の輸入及び輸出に對する、又はこれに關連する關税、課  
金、制限その他規制に關する最惠國待遇に關連する關税、課  
(2) 輸入、旅行、滞在、居住及び出國に關する最惠國待遇。この  
待遇はすべての外國人に對して等しく適用される。當該國の法令

(3)

及び規則に従つて与えられる。人及び海運、航海及び輸入品に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びこれらのもとの利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権、法人への参加並びに一般にすべての種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとす。また、各当事国の営企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基づくことを確保する。

(4)

この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されてゐる例外に基づくもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際收支を保護する必要に基づくもの又は重大な安全上の利益を維持する必要に基づくものは、事態に相応しり、おそれ、且つ、ほしいますな又は不合理な方法で適用されない限り認めない。それ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものとは

第四條  
日本国及び大韓民国は、千九百四十五年九月二日以前のいづれかの時より日本国に引き続いて居住する韓人が大韓民国国民であつて、日本国国民でないことを確認する。  
両国は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日以前に、いづれかの一方の当事国の法令の適用により日本人及び韓人の相互にわたる身分關係について生じた効果を承認する。

日本国は、前条第一項に定める国籍の確認に伴い、同項の韓人の処遇に關して、別に締結される協定に従い必要を過渡的措置を講ずる。

第六條

日本国及び大韓民国は、日本国及びその国民の請求権（債  
あるもの並びに日本国及びその国民に対するもの、並びに大韓民国及びその国民の請求権を含む。）で大  
韓民国及びその国民に対するもの、並びに大韓民国及びその国民の請求権（債  
韓民国及びその国民に対するもの、並びに大韓民国及びその国民の請求権（債  
の財産で日本国にあるもの並びに大韓民国及びその国民の請求権（債  
権を含む。）で日本国にあるもの並びに大韓民国及びその国民の請求権（債  
題を、和協の精神により、且つ、正義と衡平の原則に従つて、なる  
べくすみやかに解決するものとする。

第七條 日本国及び大韓民国は、この条約の効力發生の後、別に同意されたるべくすみやかな時期において、両国の領域を結ぶ日本国所有の海底電線に關する問題を解決する。

第八條 日本国及び大韓民国は、國際法及び國際慣習の原則に基く公海の漁業資源を開発する各自の權利に照らし、自由の且つ平等の立場に於いて、公海における漁獲の規制又は制限並びに漁業の保存及び發展を規定する協定の締結をはかるものとする。

第九條 この条約は、当事国により各自の憲法上の手續に従つて批准されなければならない。批准書は、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力發生の日以後において、なるべくすみやかに東京で交換されるものとする。この条約は、批准書交換の日から實施される。この条約に署名した。

千九百五十二年 月 日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。